

高度管理医療機器等営業所管理者兼務廃止届書

事 項	高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所の管理者を兼務しなくなったとき
根拠法令	法 律 第 39 条の 2 第 2 項ただし書 施行細則 第 6 条 通 知 「高度管理医療機器等営業所管理者の兼務について」（平成 26 年 11 月 18 日付け 26 薬第 333 号）
提出部数	2 部（1 部薬事管理課、1 部松本市保健所）
申請様式 及 び 添付書類	1. 申請様式 別紙様式 2 2. 添付書類 兼務許可指令書の原本
そ の 他	1. 兼務しなくなったときから 30 日以内に届け出ること。

(別紙様式2)

高度管理医療機器等営業所管理者兼務廃止届書

許可指令番号	長野県指令	薬第	号
許可年月日		年	月 日
廃止年月日		年	月 日
廃止の理由			
備考			

上記により、廃止の届出をします。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

松本市長 殿